

横浜市排水設備指定工事店 制度の概要について

下水道河川局管路保全課

横浜市下水道条例・横浜市排水設備指定工事店規則を改正しました（平成 29 年 4 月 1 日施行）。横浜市下水道条例及び横浜市排水設備指定工事店規則を遵守のうえ、適正に工事を施工されますようお願いいたします。

★重要★

排水設備の修理、清掃等の請負いについて

【指定工事店規則第 7 条 排水設備指定工事店の責務及び遵守事項】

市民の皆様から請負金額に対するお問合せや御相談が多数寄せられています。

トイレ・台所・洗面所・下水管等の排水設備の修理、清掃等を請負う際は、予め依頼主に対し、請負金額（見積り明細・内訳を含む）、工事の内容（工事概要や必要な人数）、期間（時間）等について分かりやすく説明してください。

特に請負金額（見積り明細・内訳を含む）については、依頼主に具体的な金額を示してよく説明を行い、了解を得たうえで工事・修繕を請け負ってください。

<下水道条例>

（排水設備指定工事店）

第38条 排水設備の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。

排水設備が法令等の基準に基づいて設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設備の使用者にも不都合が生じる可能性があるため、新設等（新設、増設及び改築等）の工事を行うのに十分な知識や施工能力を持っている排水設備指定工事店でなければ排水設備等の工事を施工できないことになっています。

第38条

2 排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。（新設）

指定工事店は、条例上必要な手続き、またその手続きを怠った場合の罰則について、施主に説明します。また、施主の署名入りの書類によって、横浜市に対し、説明した旨の報告をします。

施主への説明の際には「説明書」を、横浜市への報告の際には「説明報告書」を使用してください。「説明報告書」の提出を怠ると罰則があります。

第38条

3 排水設備指定工事店は、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する市長の確認を受けた後でなければ、第1項の工事及び改造工事に着手してはならない。（新設）

「排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書」が提出されない場合、指定工事店の皆様は工事に着手できませんので、ご注意ください。

<下水道条例>

(排水設備の計画の確認)

第4条 排水設備の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の完了の届出)

第5条 排水設備の新設等を行った者は、規則で定めるところにより、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

排水設備の新設等を行う場合には必ず事前に工事を施工する区の土木事務所に排水設備 計画確認申請を行い、確認がとれた上で工事を行わなければなりません。また工事完了後には工事を施工した区の土木事務所に排水設備工事完了届出書を提出しなければなりません。

<下水道条例>

(罰則)

第42条 排水設備指定工事店以外の者で、排水設備の新設等の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事を行ったものは、200,000円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第45条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。(改正)

- (1) 第4条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等を行なった者
- (2) 第5条(第7条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第1項、第9条第2項、第17条第1項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(改正)
- (7) 第38条第2項後段の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(新設)
- (8) 第38条第3項の規定に違反して同条第1項の工事又は改造工事に着手した者(新設)

条例に違反した場合には、罰則が適用されます。

横浜市排水設備指定工事店規則（抜粋）の解説

（指定の基準）

第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次の各号に適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。

- (1) 神奈川県内に営業所がある者であること。（注1）
- (2) 前号の営業所に次のいずれかに該当する者を専属して1人以上置く者であること。
（注2・3）

ア 神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者

イ 神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を終了したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者

ウ その他市長がアに掲げる者と同等以上の工事に関する知識及び経験があると認める者

- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有する者であること（注4）

- (4) 次のいずれにも該当しない者であること（注5）

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 第9条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 法人にあって、その代表者又はその他の役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

（注1）神奈川県内に営業所（店舗）が存在し、外観からも実際に営業していると判断できることが必要です。看板は大きく、見やすいものを設置してください。また、営業所が住居を兼ねる場合は、専用スペースを設け、明確に区分けするようにしてください。

なお、工事店の指定は営業所（店舗）ごとに申請を行います。

（注2）下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の試験及び更新講習会は神奈川県下水道協会（平成22年度までは日本下水道協会神奈川県支部）が行っています。

横浜市では、その試験合格証または更新講習修了証（ともに有効期限内のもの）を有する者を責任技術者としています。

（注）横浜市では、現在独自の責任技術者証を交付していません。また、現在有効なものも一切ありません。

《参考》

責任技術者『試験合格証』または『更新講習修了証』を紛失等した場合は・・・

神奈川県下水道協会ホームページ（<http://www.jswa-kanagawa.jp/>）に必要な手続方法等が掲載されています。

(注3) 指定工事店の技術能力を担保するため、指定工事店には専属の責任技術者が一人以上いなければなりません。また、専属の責任技術者は、代表者、役員又は正規雇用者から選任していただきますが、責任技術者を雇用する場合は、指定工事店と責任技術者との間に常勤的な雇用契約が専属的に結ばれており、かつ、責任技術者はいつでも業務に従事し得る状態にあることが必要です。したがって、他の工事店（同じ法人の他支店を含む）の責任技術者を兼務することはできません。

(注4) 指定工事店は自ら工事の施工をしなければなりません。このため、工事の施工に必要な器材等のほか、これらを保管する倉庫や工事用車両も必要です。器材等をリース契約している工事店については、器材所有調書にリースと記載のうえ、リースしている器材等の写真を添付してください。

(注5) 指定にあたっての欠格事項を定めており、これに該当する場合は、それだけで指定を受けることができません。すなわち、他の指定基準を満たしていても、指定を受ける方について、法律上の行為能力が認められない場合は、指定工事店としての指定を受けることができないことを規定しています。

(指定の有効期間)

第5条 工事店の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年の範囲内において市長が定める。

(指定の更新)

第6条 排水設備指定工事店は、前条の有効期間の満了後引き続き工事店の指定を受けようとするときは、市長が定める期間内に、その更新を受けなければならない。

指定期間は、5年間です（新規指定の際は5年より短い場合があります。）。引き続き指定工事店の指定を受ける場合は、指定更新の手続きを行ってください。

(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 排水設備指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他の規程及びこれらに基づく市長の指示に従い、誠実に工事を施行しなければならない。

2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(注1)

(2) 適正な工事費で施行しなければならない。

(3) 工事の請負契約を締結する際には、工事費用、しゅん功期限その他市長が必要と認める事項を明確に示さなければならない。(注2)

(4) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。(注3)

(5) 自己の名義をもって他人に排水設備指定工事店の業務を行わせてはならない。(注4)

(6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、専属の責任技術者に行わせなければならない。(注5)

(7) 工事が完了したときは、遅滞なく、当該工事が完了した日を記録し、当該記録を同日から5年間保存しなければならない。(新設)

(8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災その他の不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。(注6)

- (9) 災害その他の緊急の必要がある場合において、市長から排水設備の復旧等のための協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。(注7)
- (10) 専属の責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。
- (11) 工事に使用する材料は、市長が承認した規格のものでなければならない。
- (12) 市長が行う工事の完了検査には、専属の責任技術者を立ち合わせなければならない。
(注8)

排水設備工事の施工に関しては、法令、条例等でその構造や施工基準等の基本的事項が定められており、指定工事店はこれらを遵守し、工事を施工しなければなりません。

◆ 詳細は、『横浜市排水設備要覧』をご覧ください。

(横浜市ホームページに掲載しています。)

(注1) 拒否できる「正当な理由」としては、工事依頼を多数受けており、これ以上引受けると仕事の限界を超えてしまうような場合をいいます。

また、工事の依頼を受けた場合、単に請負契約のみを行い、その後、長期間にわたり工事を行わず放置するような場合は本号違反として、指定取り消し処分の対象となります。

したがって、正当な理由に基づき工事の申し込みを断る場合は、申込者にその理由を説明しなければなりません。

(注2) トイレ・台所・洗面所・下水管などの排水設備工事（修理、清掃を含む）などを請け負う際は、あらかじめ依頼主（顧客）に対し、工事の内容（工事概要や必要な人数）、請負金額、期間（時間）等の重要な事項について、分かりやすく明示してください。

特に、請負金額については、依頼主に具体的な金額を示し、よく説明を行い、了解を得たうえで工事を請け負ってください。（請負金額のトラブル防止に努めてください。）

(注3) 排水設備工事は、第3条に定めている指定要件を満たした指定工事店だけに認められています。工事にあたっては、工事依頼を受けた指定工事店が自ら施工しなければなりません。

(注4) 工事店の指定を受けていない建築業者が家屋を新築する場合に、排水設備工事も併せて行ない、指定工事店から名義のみを借用（いわゆる名義貸し）して所定の手続を済ますことは、指定工事店制度の趣旨に反するため禁止しています。

(注5) 責任技術者には、工事の設計及び施工の全般にわたって技術上の責任があり、指定工事店には、責任技術者を雇用する使用者としての責任や請負工事契約全般に履行責任があります。

(注6) かし担保責任は無過失責任であり、排水設備に故障が生じた場合、天災等の不可抗力又は、故障の原因について使用者に責任がない限り、工事施工そのもののかしによるものとして工事を請負った指定工事店が補修しなければなりません（工事請負人の担保責任）。工事を請負うときは、請負契約書に本号の実効性を確保するため、かし担保責任に

ついて、1年の保証期間を明記することが望ましいです。

(注7) 指定工事店制度が、排水設備を設置する際の適正な技術水準の確保のほか、緊急時の常時即応体制の確保を目的としていることから、災害等緊急時における指定工事店の排水設備の復旧協力への努力義務があります。

(注8) 責任技術者は排水設備工事の完了検査に立ち会わなければなりません。この際、排水設備計画確認申請書の内容と施工内容が異なる等、工事施工に適正を欠くことが明らかになった場合は、改善命令に従わなければなりません。

(届出)

第8条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条各号のいずれかの規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法人である場合においては、組織変更をしたとき、又は代表者を変更したとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 営業所の所在地を変更したとき、又は住居表示に変更があったとき。
- (5) 専属の責任技術者を変更したとき。
- (6) 専属の責任技術者の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。（注1）
- (7) 電話番号その他連絡先を変更したとき。

2 排水設備指定工事店は、その営業所を廃止し、又は休止したときは、速やかに、排水設備指定工事店 廃止／休止 届出書（第5号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。（注2）

指定工事店に関して、届出内容に変更があった場合は、届出が必要です。届出にあたっては『排水設備指定工事店等異動届出書類一覧表』により必要書類等をご確認いただき、速やかに提出してください。

(注1) 責任技術者本人に氏名・住所変更があった場合は、必ず神奈川県下水道協会に届出してください。神奈川県下水道協会ホームページ (<http://www.jswa-kanagawa.jp/>) に、必要な手続き方法等が掲載されています。

なお、この変更に関り横浜市への届出は必要ありません。

≪重要事項≫

神奈川県下水道協会に責任技術者の氏名・住所変更の届出を怠りますと、責任技術者更新講習会の案内・申込みの通知が届かなくなり、更新講習が受講できなくなる場合があります。

更新講習を受講されませんと、責任技術者の資格が失効してしまいます。

専属の責任技術者が一人しかいない指定工事店は、特に注意が必要です。

(注2) 営業所の廃止のほか、以下に該当する場合も廃止届出書(第5号様式)を提出していただくことになります。

- ① 指定基準(営業所としての店舗が存在し、設備・器材を備え、専属の責任技術者がいること)を満たさなくなった場合
- ② 営業所の代表者が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者となった場合

(指定の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当する旨の届出があったとき、又は同条第2項の届出があったときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止するものとする。

2 市長は、排水設備指定工事店が第7条又は前条の規定に違反したときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止することができる。

(注1)

(注1) 第7条の責務及び遵守事項並びに第8条の届出義務に違反しますと、指定の取り消し等の処分対象となります。なお、指定取り消しの処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年間は、新たに指定を受けることができなくなります(第3条第4項イ)。

下水道河川局 管路保全課 ホームページ

排水設備指定工事店に関する申請書、異動届出書、資料等は、本市下水道河川局のホームページからダウンロードできます。

<アクセス方法1>

横浜市トップページ ⇒ [暮らし・総合](#) ⇒ [まちづくり・環境](#) ⇒ [河川・下水道](#)
⇒ [下水道](#) ⇒ [下水道への接続](#) ⇒ [横浜市排水設備指定工事店制度](#)

<アクセス方法2>

[横浜市排水設備指定工事店制度](#) で検索

<アクセス方法3>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/setsuzoku/koujitenseido.html>



下水道排水設備工事責任技術者について

【指定工事店規則第3条 指定の基準、第8条 届出】

指定工事店には、必ず専属の下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という）を1名以上置かなければなりません。

1 横浜市が規定する『専属の責任技術者』とは

(1) 『専属』と認められるためには、

責任技術者が、当該指定工事店の代表者、役員または正規雇用者（指定工事店と責任技術者との間に常勤的な雇用関係が専属的に結ばれており、かつ、いつでも業務に従事し得る状態にある者）のいずれかであり、他の会社や他の営業所を兼務する者でないことが必要です。

(2) 『責任技術者』と認められるためには、

神奈川県下水道協会（または日本下水道協会神奈川県支部）発行の合格証または修了証（ともに有効期間内のもの）を持っていることが必要です。

(注) 横浜市では、現在独自の責任技術者証を交付していません。また、現在有効なものも一切ありません。

2 『責任技術者』に関する注意事項

(1) 新たに『責任技術者』になりたい場合は、

神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験を受験してください。試験は年1回の実施です。実施日等に関しては、神奈川県下水道協会へお問い合わせください。

(2) 合格証・修了証には有効期間があります。

試験に合格すると、合格証が交付されますが、合格証には5年間の有効期間が設けられており、資格を更新するためには神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者更新講習を受講する必要があります。更新講習を受講すると修了証が交付され、合格証同様、その有効期間は5年間となります。すなわち、5年ごとに更新講習を受講することで資格が更新されます。更新講習を受講しないと資格が失効しますので、注意してください。

(3) 更新の案内は郵送で送られてきます。

更新講習を受講しなければならない年度に、神奈川県下水道協会から更新の案内が郵送されることになっています。しかし、案内が届かないというケースも近年、増えております。その原因の多くは、住所または氏名等を変更したにもかかわらず、神奈川県下水道協会への届出を怠ったことによるものです。

住所や氏名に変更があった場合は、必ず神奈川県下水道協会に届出をしてください。

(4) 責任技術者の資格失効だけではすまないケースも・・・

A指定工事店の専属の責任技術者はBさんだけです。ある年度、Bさんは責任技術者の更新講習を受講し忘れ、Bさんは責任技術者の資格が失効した結果、A指定工事店では、専属の責任技術者が一人もいないという事態になりました。それにより、A指定工事店は指定の基準を満たさなくなり、指定を取り消されることになりました。

このような事態を回避するために、責任技術者本人はもとより、指定工事店においても専属の責任技術者の合格証・修了証の有効期間を把握し、適切な対応をとるようにしてください。

3 『責任技術者』に関する届出等の取扱事項

(1) 神奈川県下水道協会の取扱事項

① 責任技術者（本人）の住所・氏名変更の届出

責任技術者（本人）が住所・氏名を変更した場合は、変更届と必要な書類を提出してください。

② 『合格証』・『修了証』の再交付申請

● 有効期間内の『合格証』（試験）又は『修了証』（更新講習）をき損、紛失等した場合は、再交付の申請をしてください。

③ 下水道排水設備工事責任技術者の試験・更新講習会

試験・更新講習会については、ホームページでもお知らせしています。

※ 神奈川県下水道協会のホームページに、必要な手続き方法等が掲載されています。

<http://www.jswa-kanagawa.jp/>

(2) 横浜市環境創造局管路保全課の取扱事項

① 指定工事店の新規指定申請または指定更新申請

指定工事店の新規指定申請または指定更新申請時に専属の排水設備工事責任技術者名簿〔第1号様式(3)〕を提出してください。

② 指定工事店の専属の責任技術者の増・減の届出

専属の責任技術者が異動（入社、退職、その他）により増減する場合は、異動届出書〔専属の責任技術者の増・減〕〔第4号様式〕と必要な書類を添付し、届出してください。

様式は、本市下水道河川局のホームページからダウンロードできます。

